

広島県告示第四百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十九年九月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年八月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市警固屋四丁目二六〇番地先から 呉市警固屋五丁目一六八番五地先まで	九・九〇〇 〇〇〇七	九・九〇〇 〇〇〇七	七・〇〇〇 〇〇〇一	六七四・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 五八一・〇〇 メートル
	六・五〇〇	六・五〇〇	五・二〇〇	八三五・〇〇	